

有識者検討会に臨むにあたって

平成26年4月15日

伊豆市長 菊地 豊

1. 高齢者・障がい者に対する援助とスタッフ弁護士の活用について

伊豆市は弁護士がいる沼津から1時間弱という地域であるが、高齢化率は33%に達し、西海岸の土肥では40%、60%という地区もある。弁護士は、地理的にも、心理的にも遠い存在となっている。訪問商法や電話商法に対して、基本的に疑うことを知らない人たちであり、法的係争とは無縁であった地域に新たな法的トラブルが浸食している状態において、まずは「自分たちも弁護士にお願いできるのだ」という意識を植え付ける必要性を感じている。

伊豆市は平成24年12月から、自治体との連携を学ぶ研修員として法テラスのスタッフ弁護士を受け入れており、その中で伊豆市における司法ソーシャルワークの実施に向けた取り組みを開始している。このような取り組みが高齢者の支援に有効であると実感しており、①高齢者の多い地域における司法過疎対策のあり方、②これら地域におけるスタッフ弁護士の活用についても、司法ソーシャルワークの視点で進めることを強く期待する。

2. 震災対応について

東日本大震災の教訓から、被災者に対する法的支援の重要性が再認識された。災害大国である日本は、全国どこでも地震をはじめとする災害に襲われる危険性を有しているが、特に伊豆市がある静岡県東部においては、東海地震の発生確率が88%とされるなど、極めて高い危機意識を抱いている。

家族を瞬時に且つ同時に失った際の相続や復興時の土地の境界画定、他者との利害調整など、通常の市民生活においては経験することのない法的諸問題に対して、精神的ショックの下で速やかに対応しなければならない。法的支援の入り口たる法律相談等に関し、制度と意識の両面で平時から予め態勢を整えておく必要があると考える。

3. 犯罪被害者対策について

超高齢社会に入りつつある今日、特養、サ高住、有料老人ホーム、ケアハウス、デイサービスなど、様々な事業者や施設形態による介護サービスが展開さ

れているが、サービスの質の確保や人権の尊重において不安感、不信感に覆われていることもまた事実である。報道においても、高齢者虐待の記事をしばしば目にするようになった。今回の検討会における犯罪被害者援助の主たる対象はDV被害者、ストーカー被害者とされているが、援助の対象拡大についても検討していただきたい。

4.

(1) 内外の法令に関する情報の収集・発信に向けた法テラスの積極的関与について

法的サービスの基本は法律である。日に日に狭くなる国際社会において法的対応を必要とするケースが増加する中、個々の国民及び国内外の企業にとって、法的サービスがより身近に受けられる社会を実現する必要に迫られている。典型的な中山間地である伊豆市においても、大型リゾート施設が中国資本に買収され、さらに別のリゾート施設も外国資本への売却交渉が進んでいるようである。また当市所在の小さなベンチャー企業が東南アジアに進出する動きもあり、伊豆市在住の外国人の子どもが学校教育で問題になりつつもある。グローバル化の波は、地方都市を素通りはしない。

政府がこれまで取り組んできた日本法令の英訳のより一層の促進とともに、必要な外国法についても、迅速な日本語化が必要である。広い意味での司法アクセスの拡充という観点から、法テラスが大きな役割を担えるのではないかと期待している。

(2) 在外公館における在留邦人に対する法的サービスの提供について

法テラスが、在外公館において在留邦人に対する法的サービスを提供することを検討されるよう、強く期待する。現状では、法務アタッシュが配置されている在外公館でも、様々な法的問題に直面している在留邦人に対して、適切な相談や助言を行える体制が整っているようには思われない。

古い話題になるが、私は1993-94年、国連モザンビーク平和活動の司令部要員として1年間を首都マプトで過ごした。我々は国連や日本政府の庇護下にあったが、現地には総合商社とJICAに勤務する職員とその家族が滞在していた。JICA職員は子どもも帯同しており、生活に係る様々な問題に直面していたはずである。また、私はその後、1994-96年、陸上自衛隊からの留学生としてドイツに赴任したが、外交官特権を有する大使館勤務と異なり、常に不安を抱えていた。実際、ハンブルクに移転したその日の夜に泥棒

に侵入されたのである。窓枠には足跡も残っていたのに、警察は「他の事件と交通規制で職員は出払っている。署内を見てみろ、誰もいないだろ。」と相手にされない。その数日後、「実は、同じ夜に近所でも盗難があった。」と現場検証に来た。このときなど、全く相談相手がいない不安を痛感したものである。

総合法律支援の理念に鑑みれば、国内の法律専門家過疎地だけではなく、国外において法的サービスを十分に受けることができない日本国民に対する支援策も、当然検討されるべきではないだろうか。法テラスのあり方を幅広く且つ柔軟に検討する作業において、在留邦人への法的サービスもぜひ対象課題としていただきたい。